

高知県観光施設等緊急整備事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県観光施設等緊急整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、当該補助事業の審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審査会)

第2条 交付要綱第6条第1項の規定による審査会（以下「審査会」という。）として、同要綱第3条第1号に定める事業の審査を行う屋外観光施設等緊急整備事業審査会及び同条第2号に定める事業の審査を行うおもてなし旅館ホテル等環境整備緊急支援事業審査会を設ける。

(審査の手順)

第3条 審査は、交付要綱別記第1号様式による事業実施計画書及び参考資料に基づき行う。

- 2 事業の評価に当たっては、あらかじめ事業内容についての説明及び質疑応答を行う。
- 3 評価項目等は、別表第1及び別表第2の高知県観光施設等緊急整備事業費補助金審査会評価表（以下「評価表」という。）に定める。

(審査員)

第4条 審査会の審査員は、別表第3に定める。

(審査員の個別評価)

第5条 各審査会の審査員は、評価表により、採択申請のあった事業ごとに評価を行うものとする。

なお、1点とした評価項目にあつては、原則として、備考の欄に意見を付するものとする。

- 2 欠席する審査員は、あらかじめ、評価表を事務局に提出するものとする。
なお、提出された評価表は、総合評価の際の参考資料とする。

(審査会の総合評価)

第6条 各審査会における総合評価は、別表第4及び別表第5の高知県観光施設等緊急整備事業費補助金審査会評価表（集計表）を基に、審査員の合議により行う。

(事業の採択)

第7条 事業の採択は、審査会の総合評価において、全ての審査項目で1点（不適）と評価されなかったものについて採択とする。

- 2 おもてなし旅館ホテル等環境整備緊急支援事業については、前項に加えて、総合得点の高いものから順に採択するものとする。

(審査結果の通知)

第8条 採択の決定を行った場合においては、当該申請者にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合は、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、令和2年10月29日から施行する。

別表第3

屋外観光施設等緊急整備事業審査会名簿

公益財団法人高知県観光コンベンション協会 統括 受入本部長
高知県観光振興部観光政策課長
高知県観光振興部国際観光課長
高知県観光振興部おもてなし課長

おもてなし旅館ホテル等環境整備緊急支援事業審査会名簿

公益財団法人高知県観光コンベンション協会 統括 受入本部長
高知県観光振興部観光政策課長
高知県観光振興部国際観光課長
高知県観光振興部地域観光課長

※オブザーバー：高知県土木部建築課長